

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

生活衛生資金貸付制度特別説明会の開催について

本年10月1日より、国民生活金融公庫等政策金融機関が統合した株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が発足しましたが、これまで国民生活金融公庫において実施されてきた生活衛生関係営業者に対する貸付制度である生活衛生資金貸付についてはそのまま承継されております。

公庫の設立に当たっては、株式会社日本政策金融公庫法案等に対する衆・参内閣委員会の附帯決議において、「引き続き、融資目的や業務の態様を踏まえ、きめ細かい対応を図り、生活衛生関係営業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう、十分配慮すること」の旨が求められているところであります。

しかしながら、株式会社として統合することによって、組織が大きくなるとともに利益の追求を重視するために、融資が受けにくくなるのではないかとといった不安を抱いている生活衛生関係営業者もいます。

については、昨今の原油・原材料価格上昇等による経済情勢の悪化で生活衛生関係営業者の経営に深刻な影響を与えていること等も踏まえ、公庫の発足に併せ、生活衛生関係営業者に対し生活衛生資金貸付制度に関して再度周知を行い、生活衛生関係営業者が融資に対して不安をもつことのないよう、円滑な移行を図る必要があります。

このようなことから、各都道府県におかれましては、統合による生活衛生関係営業者の方々の不安を解消し、公庫の融資をさらに活用していただくために、都道府県生活衛生営業指導センターを主体とするなどして、公庫支店及び各生活衛生同業組合と連携を図り、生活衛生資金貸付制度の概要、特別相談窓口の設置状況及び融資申込等に当たっての注意事項等に関する説明会を平成20年度末までに、地域の実情に応じて都道府県内数か所で開催していただきますようご協力方よろしく願います。

また、当該説明会実施の際には、融資制度の説明のほか、中小企業診断士等有識者による講演、都道府県生活衛生営業指導センター又は都道府県生活衛生同業組合の実施事業の説明等を行うなど、生活衛生関係営業のより一層の振興の推進を図られるよう御配慮願います。

なお、当該説明会に経費を要する場合には、平成20年度生活衛生営業指導費補助金の範囲内において追加内示することも可能ですので、必要な対応方よろしくお取り計らい願います。

(照会先) 厚生労働省健康局生活衛生課 担当 吉田 03-5253-1111 (内線2434)
